

平成30年10月31日
報道提供資料

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

近畿厚生局指導監査課と大阪府が柔道整復師に対して監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが判明したため、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止相当を決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師
氏 名 横田 亮太（よこた りょうた） 35歳
施 術 所 名 麦わら整骨院
所 在 地 大阪府大阪市生野区巽西3-12-30
開 設 者 中川 秀二
※当該柔道整復師は、平成27年9月1日付けで受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。
- 2 受領委任の取扱いの中止相当年月日
平成30年10月31日
（当該柔道整復師は、原則として以後5年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）
- 3 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規定
柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知 最終改正：平成30年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）
- 4 監査を行うに至った経緯
保険者から療養費の不正請求があったとの情報提供があったことから、施術管理者である柔道整復師に対して監査を実施した。

（1）平成27年10月28日、飯野健康保険組合から近畿厚生局指導監査課（以下「指導監査課」という。）に対し、次のとおり情報提供があった。
① 被保険者に柔道整復施術の受療状況を照会したところ、1名から、平成27年1月分から同年6月分までの柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）の請求があるにもかかわらず、当該施術所には通院したことが

ない旨の回答があった。

- ② 当該回答について、当該施術所が所属している全国柔整師協会を通じて開設者である中川秀二（以下「中川開設者」という。）及び施術管理者である横田亮太柔道整復師（以下「横田柔整師」という。）に事実確認したところ、兩人とも、中川開設者の友人である当該被保険者の健康保険証を使い、施術を受けていないにもかかわらず施術を受けたものとして療養費を不正に請求したことを認め、謝罪文の提出があった。

(2) 平成28年10月13日から同月27日までの間に、29名に対し患者調査を実施したところ、調査に応じた15名のうち1名から、施術を受けていない旨の回答があったにもかかわらず、療養費が請求されていることが認められた。

(3) これらのことから、指導監査課及び大阪府は、「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）」（平成11年10月20日付け老発第683号・保発第145号通知 最終改正：平成29年9月4日付け保発0904第3号通知）の別添2「柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱」（以下「監査要綱」という。）に基づき、平成30年1月19日から同年8月15日まで計5日間の監査を実施した。

5 受領委任の取扱いの中止相当に至った主な事由

(1) 不正事項

- ・ 施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。
- ・ 実際の施術日以外に施術を行ったものとして、施術日数を付け増して、療養費を不正に請求していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

平成25年12月から平成27年7月までの施術分
5名分 金額 509,498円

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

- ・ 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けた柔道整復師は、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができません。

「受領委任の取扱いの中止相当」とは

- ・ 本来中止措置とすべきであるが、既に受領委任の取扱いを辞退しており中止ができないため、中止となった場合と同等の措置（原則として5年間は受領委任の取扱いを認めない）を行うものです。